

社団法人松山市シルバー人材センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人松山市シルバー人材センター（以下「センター」という。）という。

(事務所)

第2条 センターは、事務所を愛媛県松山市に置く。

(目的)

第3条 センターは、定年退職者等の高年齢退職者（以下「高年齢者」という。）の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条及び第5条において同じ。）に係るものの機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供すること等により、その就業を援助して、これらの者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高年齢者のために、これらの就業機会を確保し、及び組織的に提供すること。
- (2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高年齢者のために、無料の職業紹介事業を行うこと。
- (3) 高年齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業を行うこと。
- (5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童居宅介護等事業を行うこと。
- (6) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者居宅介護等事業を行うこと。
- (7) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に基づく知的障害者居宅介護等事業を行うこと。
- (8) 道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく一般乗用旅客自動車運送事業（患者等輸送事業及び自家用自動車有償運送事業）を行うこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業を行う

こと。

第2章 会員

(会員の種類)

第5条 センターの会員は、正会員、特別会員及び賛助会員の3種とする。

2 正会員は、センターの目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者であって、理事会の承認を得たものとする。

(1) 松山市に居住する原則として60歳以上の者であること。

(2) 健康な者であって、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する者であること。

3 特別会員は、センターに功労のあった者又は学識経験者でセンターの事業運営に必要と認めて、理事長が推薦し、理事会の承認を得た者とする。

4 賛助会員は、松山市内に住所又は事務所がある個人又は団体であってセンターの目的に賛同し、事業に協力するもので理事会の承認を得たものとする。

(会費)

第6条 正会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 正会員として入会しようとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を理事長に届け出なければならない。

2 正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。特別会員又は賛助会員が第1号に該当するときも、同様とする。

(1) 死亡し、又は解散したとき。

(2) 松山市に居住しなくなったとき。

(3) 正当な理由がなく会費を1年以上納入しないとき。

(除名)

第9条 会員がセンターの名誉を毀損し、又はセンターの目的に反する行為をしたときは、理事会の同意を得て、これを除名することができる。ただし、当該除名の議決の前にその会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第10条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員等

(役員の種類別)

第 11 条 センターに次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 2人
- (3) 常務理事 1人
- (4) 理事 (理事長、副理事長及び常務理事を含む。) 13人以上 18人以内
- (5) 監事 2人

(役員を選任)

第 12 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長、常務理事は、理事の互選により定める。
- 3 理事又は監事に欠員が生じた場合において、やむを得ない事情があるときは、理事会において選任することができる。ただし、次の総会においてその承認を得なければならない。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第 13 条 理事長は、センターを代表し、その業務を総轄する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が定めた順位により、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、日常の事務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、センターの業務の執行を決定する。
- 5 監事は、民法(明治 29 年法律第 89 号)第 59 条の職務を行う。

(役員任期)

第 14 条 役員任期は、2 年とする。ただし、補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第 15 条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において出席会員の 3 分の 2 以上の同意を得て、解任することができる。ただし、当該解任の議決の前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(事務局)

第 16 条 センターに、その事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長その他の職員を置く。
- 3 職員は、理事長が任免する。
- 4 その他事務局に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て定める。

第 4 章 会議

(種別)

第 17 条 センターの会議は、総会及び理事会の 2 種とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第 18 条 総会は、正会員及び特別会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 19 条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、センターの運営に関する重要な事項を議決する。

2 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 20 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき、又は正会員及び特別会員の 5 分の 1 以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

3 理事会は、理事長が必要と認めるとき、又は理事の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(招集)

第 21 条 会議は、理事長が招集する。

2 総会を招集するには、正会員及び特別会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催日の 7 日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第 22 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員及び特別会員のうちから選任する。

2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 23 条 会議は、その構成員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 24 条 会議の議事は、この定款に別に規定するもののほか、出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 25 条 やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、前 2 条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第 26 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 総会にあってはその総会に出席した正会員及び特別会員（書面表決者及び表決委任者を含む。）の数、理事会にあってはその理事会に出席した理事（書面表決者及び表決委任者を含む。）の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、出席した構成員のうちから、その会議において選出された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

第 5 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 27 条 センターの資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 補助金
- (4) 寄附金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生じる収入
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第 28 条 センターの資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(事業計画及び収支予算)

第 29 条 センターの事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に総会の承認を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により会計年度開始前に予算が成立しないときは、理事長は、収支予算が成立するまでの間は、前年度の収支予算の例により収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した収支予算に基づくものとみなす。

(事業計画及び収支予算の変更)

第 30 条 理事長は、センターの事業計画及び収支予算を変更しようとするときは、総会の承認を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により緊急を要するときは、理事会

の承認を得て、事業計画及び収支予算を変更することができる。この場合においては、次の総会においてその承認を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第 31 条 センターの事業報告及び収支決算は、理事長が作成し、会計年度終了後 3 箇月以内に、その会計年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 32 条 センターの会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 33 条 この定款は、総会において正会員及び特別会員の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、愛媛県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第 34 条 センターは、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び第 2 項の規定により解散する。

2 総会の決議に基づいて解散する場合は、正会員及び特別会員の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、愛媛県知事の許可を得なければならない。

3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、かつ、愛媛県知事の許可を得て、松山市に寄付するものとする。

第 7 章 雑則

(委任)

第 35 条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て定める。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、愛媛県知事の設立認可のあった日から施行する。ただし、第 4 条第 2 号の規定は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 47 条第 2 項の規定による届出が受理された日から施行する。

(設立当初の役員)

2 センターの設立当初の役員は、第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、別紙役員の名簿のとおりとし、その任期は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、前項本文に規定するこの定款の施行の日（以下「施行日」という。）から最初の通常総会の開催の日までとする。

(設立初年度の事業計画及び収支予算)

3 センターの設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 29 条第 1 項の規定にかかわらず、設立総会において定めるところによる。

(設立当初の会計年度)

- 4 センターの設立当初の会計年度は、第 32 条の規定にかかわらず、施行日から昭和 63 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この定款は、愛媛県知事の一部変更認可のあった日から施行する。

附 則

この定款は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、愛媛県知事の一部変更認可のあった日から施行する。

附 則

この定款の変更は、愛媛県知事の認可のあった日から施行する。ただし、第 11 条第 4 号の改正規定は、松山市、北条市及び中島町が合併した日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。